

令和 7 年（行ウ）第 20 号、第 32 号

地位確認請求事件

原告 株式会社長澤薬品 外 2 名

被告 国

陳 述 書

令和 7 年 7 月 14 日

東京地方裁判所 民事第 38 部 B1 係 御中

原告まゆみ薬局株式会社代表取締役

山下 吉彦



1 はじめに

私は、原告まゆみ薬局株式会社代表取締役であり、福岡市で零售薬局「まゆみ薬局」を営んでいる、薬剤師の山下吉彦です。

私の薬局では、処方箋をもらうために長時間病院の待合室で診察を待つことができない、働き世代や子育て中の親、高齢者などが、日常的にこの制度に救われています。また、多くの医療機関が平日日中しか診療を行っていない中、私の薬局のように夜 20 時まで営業しているような、零售はまさに医療アクセスの補完として機能してきました。

ところが、厚労省の通知では、「やむを得ない場合」にしか零售が認められないとされており、具体的な基準もなく、各地の薬局が行政の指導におびえながら運用してきたのが現実です。法律上、零售は禁止されておらず、これまで副作用の報告が一件もないにもかかわらず、通知というあいまいな行政解釈だけで、現場の判断が圧迫されてきました。

今回、薬機法の改正が行われ、今後は省令によって具体的な条件が定められる予定ですが、だからこそ今、この「通知による実質的規制」が司法の場で問われることには非常に大きな意味があると考えております。

現行の零売制度が長年にわたり安全に、かつ有効に運用されてきたにもかかわらず、その実績が十分に評価されないまま、通知一つで封じ込められている状況は、制度と現場の信頼関係を損なうものです。

また、零売は単に薬を渡す制度ではありません。薬剤師が症状・体調・既往歴を確認したうえで、適切に助言し、安全に提供するという専門性があるからこそ成り立っています。この制度が閉ざされれば、薬剤師の職能は大きく制限され、社会に対して果たせる役割も著しく縮小します。国の答弁書では、当社の薬局の広告が通知に抵触する可能性を示唆しております。こちらは、通知を意識して、最低限の広告にとどめているにもかかわらず、このような指摘をされ、いつ行政指導が来るか、とても、怖い思いでいます。

2 取引の制約

原告まゆみ薬局は、私が代表取締役になる前から、零売薬局をしておりましたが、前代表取締役の時代から、メディパルやスズケンの九州地域を統括するグループ会社に対して、医薬品卸取引開始の依頼を行ったものの、零売を理由に断られてきたと説明を受けており、私が代表取締役になった際、これらの会社との取引は諦めていましたが、今回、この訴訟を提起するにあたり、もしかしたら、これらの会社も取引をしてくれるかもしれないという淡い期待を持って、令和6年12月26日付けで、メディパルの九州地区の子会社株式会社アトル（以下「アトル」という。）及びスズケンの九州地区の子会社株式会社翔薬（以下「翔薬」という。）に対して、医薬品卸取引開始の依頼を行いました（甲8の1ないし3）。

しかし、令和6年12月27日、まず、翔薬から電話で、取引を行わない旨の回答があるとともに、アトルの福岡第一支店の担当者石田氏からも同じく「グループとしてそういうのとは取引しない。」、「ルールがあって取引しない」、「零売は、それ自体がうちとしてはお断りしている。」などとの回答で、取引を断られました（甲13）。

このように、私たちは、単に零売というだけで一次卸から取引を断られており、業界で差別を受けているだけでなく、訴状に記載したように低く見積もっても、年間令和5年12月1日から令和6年11月30日までの1年間

売上原価の10パーセントに当たる13万3247円の損害が発生していません。

3 広告の制限

また、私たち零売を扱う薬局にとって、最も辛いのは、厚生労働省の令和4年通知により、「処方箋がなくても買える」、「病院や診療所に行かなくても買える」、「忙しくて時間がないため病院に行けない人へ」、「時間の節約になる」、「医療用医薬品をいつでも購入できる」及び「病院にかかるより値段が安くて済む」といった表現、及び、「やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合以外でも、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入できるなどと誤認させる表現」を「不適切」と明記している点です。

私の薬局では、本来、まさに、「処方箋がなくても買える」、「病院や診療所に行かなくても買える」という点を全面に出して、ホームページや、インターネットの広告で顧客に伝えたいという思いがありました。

なぜなら、国民のみなさんが、そもそもこの零売という制度自体を知らないで、まずそこから知ってもらいたいですし、実際に、地域の方にとって、他の薬局に行かず、私の薬局を選んでくれる理由は100パーセントその点にあるからです。

しかし、実際、私は、ホームページにおいては、閲覧者が、まずはじめに見るTOPページには、「処方箋がなくても買える」、「病院や診療所に行かなくても買える」という表現を用いることができず、強いていえば、「まゆみ薬局で購入できる薬」という部分で、一般的な医療用医薬品の紹介をするだけに留めるとともに、一番末尾の「まゆみ薬局について」という部分で、「福岡市の処方箋なしで病院と同じ薬が買える零売(れいばい)」という新しい形態の薬局です。」と、極めて小さく目立たないように令和4年通知に抵触しないよう、工夫して、薬局の特徴を控えめに記載するだけしかできませんでした(甲14の1)。この点、被告は、乙第1号証を提出し、あたかも私が、ホームページ上で、大体的に「処方箋がなくても買える」という宣伝をしているように主張していますが、実際には、この乙第1号証の画面は、「購入できるお薬」という小さなタグ(甲14の1 赤丸部分)をクリック

し、かつ、その後に出てくる「この先、購入できるお薬ページは、弊社の販売する薬に関する情報となります。そのため医療関係の方に提供することを目的として作成されており、一般の方への情報提供を目的としたものではございませんのでご了承ください。あなたは医療関係者ですか？」との質問があり、これに「はい いいえ」で回答し、はいと答えたものだけが見える仕組みにしています（甲14の2）。少なくとも、本来、私は、「処方箋がなくても買える」、「病院や診療所に行かなくても買える」ということを最も説明し、訴えかけたいため、ホームページの一番目立つ部分に記載したいのですが、ホームページ制作会社からは、令和4年通知があるので、この形式でしかサイトを作ることができないと言われ、やむなくこのように製作したものです。

また、私は、近年、広告効果があると言われる、YouTube動画を作ろうと動画制作会社に制作を依頼し、令和6年9月20日にこれを投稿してもらいました（甲15、甲16）。私は、この動画でも、本来であれば、「処方箋がなくても買える」、「病院や診療所に行かなくても買える」というテロップを入れたり、音声で説明したいと考えていました。

しかし、動画制作会社は、令和4年通知を見て、例示をもって明確に制限されているこれらの表現を用いてしまったら、YouTubeの利用規約（甲17）の「法律を遵守していないコンテンツ」と見做されたり、YouTubeの利用方法の細目を定めたコミュニティガイドライン内の「違法または規制された商品またはサービスポリシー」（甲18）にある「処方箋なしの医薬品」に該当し、動画が削除され、最悪の場合、チャンネル自体が消去されてしまうリスクがあると説明されました。

そのため、私は、やむなく、「処方箋がなくても買える」、「病院や診療所に行かなくても買える」という最も伝えたい表現は使うことができず、単なる薬局で一人一人に合わせたカウンセリングで医薬品が買えますという当たり前の表現の動画になってしまいました（甲15右側「文字起こし」部分、及び、甲16）。

このように、世の中に、零売が知られていない中、私の薬局は、「処方箋がなくても買える」、「病院や診療所に行かなくても買える」という零売の最

も分かりやすく、かつ、顧客にとって有益な情報をあえて制限されたことで、「零売」という言葉のニュアンスと相まって、何か、違法すれすれの、合法ドラッグなどのような信用性のない危険な薬局、怪しい薬局だと誤解されています。今まで何か違反行為があったり、社会問題になっているわけでもないのに、なぜ、あえて、「零売」の存在自体を国民に知らせる機会すら奪うのかとても疑問であり、薬剤師として適法に仕事をしている身として、とても辛い思いをしています。

4 私が伝えたいこと

私は今年、63歳になります。今回の法改正と通知の運用によって、店をたたむ覚悟もしています。しかし本当に訴えたいのは、零売が必要とされている人たちの声が、制度の外で置き去りにされているという事実です。

裁判官におかれては、ぜひ一度、零売薬局に通ってみてください。零売が、通知という行政手段によって制度が事実上失われてきた経緯と、その不当性をご理解いただき、現場の現実に即した、公正なご判断を切にお願い申し上げます。

以上